

5年度

債務負担行為見積書

局名 スポーツ局

所属名 スポーツ課 (直通 045-285-0795)

(単位 千円)

事項	スポーツ会館指定管理費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	91,989	令和元年度 ～ 令和4年度	55,265	令和5年度 ～ 令和6年度	36,724	-	-	1,994	34,730

査定額	91,989	令和元年度 ～ 令和4年度	55,265	令和5年度 ～ 令和6年度	36,724	-	-	1,794	34,930
-----	--------	---------------------	--------	---------------------	--------	---	---	-------	--------

事業概要等

1 事業概要

県立スポーツ施設であるスポーツ会館については、平成18年4月より地方自治法第244条の2に基づき指定管理者制度を導入しており、指定期間の満了に伴い、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間で指定期間として、指定管理者の指定を行うため、指定管理料の債務負担行為を設定する。

【債務負担行為】

年度	指定管理料	財源内訳	
	スポーツ会館	特定財源	一般財源
R元	-	-	-
R2	18,362	1,068	17,294
R3	18,362	994	17,368
R4	18,541	997	17,544
R5	18,362	897	17,465
R6	18,362	897	17,465
計	91,989	4,853	87,136